

## 当金庫の預金商品の概要 [流動性預金]

令和4年9月1日現在

1. 商品名	・無利息型普通預金
2. 販売対象	・法人及び個人の方
3. 期間	・特に期間の定めはありません。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入れできます。 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・随時払戻しできます。
6. 利息	・利息はつきません。 ・利息がつかないので税金はかかりません。
7. 手数料	・キャッシュカードによる払戻しにあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料をいただきます。 ・未利用口座に関する特約規定に定める未利用口座管理手数料をいただく場合があります。 ※詳しくは上記各規定及び「主要手数料一覧」をご覧ください。
8. 付加できる 特約事項	・個人のは「総合口座」の取扱いができます。 ※「総合口座」のご利用は満18歳以上の個人の方に限らせていただきます。 ※貸越のご利用については、総合口座取引規定に準じて取り扱います。 ・マル優の対象ではありません。
9. 中途解約時の 取扱い	_____
10. 金利情報の 入手方法	_____
11. 苦情処理措置 ・紛争解決措置	<p>・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又は本部お客様相談室（9時～17時、電話：011-241-1661）にお申し出ください。また、北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011-221-3273）、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）でも苦情等のお申し出を受け付けております。</p> <p>・紛争解決措置 札幌弁護士会（電話：011-251-7730）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）・第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）・第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）（以下「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記本部お客様相談室又は北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011-221-3273）、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p> <p>なお、上記の東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、(1) お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、(2) 当該地域の弁護士会に紛争を移管し解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、上記本部お客様相談室若しくは東京三弁護士会、全国しんきん相談所へお問い合わせください。</p>
12. その他参考となる事項	・公共料金等の自動支払及び給与、年金、配当金等の自動受取もできます。 ・預金保険制度により全額保護されます。

北海道信用金庫